

保護者のみなさんへ

ひたし しきょういくいいんかい
日田市教育委員会

令和8年度 日田市立小・中学校でかかる費用の援助のお知らせ(就学援助)

日田市では、ご家庭の事情に応じて学用品費やオンライン学習通信費などの費用の一部を援助しています。ご希望の方は、この「お知らせ」をよくお読みのうえ、お申し込みください。

1 就学援助を受けることができる方

日田市に住所を有し、日田市立小・中学校に通学されているお子さんの保護者で、下記の①から⑥のいずれかに該当する方（日田市外にお住まいの方は、お住まいの教育委員会にご相談ください。）

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 市民税が非課税もしくは減免を受けている世帯
- ③ 生活保護が廃止・停止になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯
- ④ 令和7年中の世帯全員の総所得金額等の合計額が認定基準額以下の世帯
- ⑤ 児童扶養手当(主に母子及び父子世帯の方が対象の手当です。)を受給している世帯
- ⑥ 主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、り災など特別な事情により、収入が著しく減少し諸学費に困っている世帯

2 就学援助費の内容(主なもの)

費目	小学校		中学校	
学用品費	1年	11,630円	1年	22,730円
	2~6年	13,900円	2~3年	25,000円
修学旅行費(★)	実費支給(上限あり)			
学校給食費	無償化により、就学援助費からの支給はありません。			
オンライン学習通信費	年額15,000円 ※オンラインによる自宅学習を行う学年には在籍する児童生徒のうち、各世帯1人(長子)に支給します。			
医療費(★)	学校病(トラコマ、結膜炎、白(はく)せん、疥(かい)せん、膿瘍疹(のうかしん)、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病)の医療費など(ただし保険診療対象の治療に限る)			
入学準備金 (1年生のみ)	※入学準備金については、申請書が異なります。 詳しくは、市学校教育課までお問い合わせください。			

※生活保護を受けている世帯については、上表の修学旅行費、医療費(★部分のみ)が該当となります。

※支給額は予定のため、変更になる場合があります。

3 申請に必要な書類

- ① 令和8年度 就学援助費支給申請書(様式は学校でも配布しています)
記入例を確認の上、記入してください。申請書には振込口座を記載いただきますが、認定とならないこともあります。
- ② 通帳のコピー
通帳の表紙の裏面等(銀行名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義人が記載された部分)をコピーし、同封してください。
- ③マイナンバー届出書
申請書に記載した小学生以上の世帯員の「マイナンバーカード」のコピー(表面・裏面の両方とも)を貼り付けて提出してください。マイナンバーカードを作成していない場合の提出書類は、別紙の本人確認書類の例を参照してください。
※以前に就学援助費認定事務・医療費支給に関する事務でマイナンバーを届け出たことがある方は、マイナンバー等の提出は不要です。

【マイナンバー（個人番号）の記入について】

日田市では、情報をより効率的に管理・利用するために、就学援助を「個人番号を利用する事務」として定めています。ご提出いただいた申請書にマイナンバーが記入されていない場合は、申請書の承諾事項を確認の上、就学援助認定事務を行わせていただきます。

4 申請の方法

- (1)郵送:申請書にご記入の上、各学校に配布している返信用封筒に必要書類を入れ投函ください。
(2)窓口:日田市役所 学校教育課 学務係の窓口へ申請書と上記書類②・③をご持参ください。

提出期限

令和8年4月30日(木) 午後5時 ※書類必着(消印有効ではありません)

※期限後も受付は随時しておりますが、認定月は「申請した月」となるため、それより前の月分の援助を受けることはできなくなります。

※郵送での提出の場合、月末に投函し、翌月に書類が到着したときは、認定月は書類が到着した月となりますので、ご注意ください。

(例:5月末に投函したが、書類が6月に到着した場合、認定月は「6月」となります。)

5 結果の通知

(1) 提出期限までに申請された場合

7月上旬頃に、学校を経由して審査結果通知を保護者へ送付します。

(2) 提出期限以降に申請された場合

認定処理終了後(申請書を提出され、概ね1~2か月後)に、学校を経由し審査結果通知を送付します。

(3) 結果通知後に申請内容に記載した事項と変更が生じた場合

「再婚・離婚などにより世帯構成が変更となった」または「金融機関口座を変更する」など、申請時から変更が生じた場合は、「変更届」を提出していただく必要があります。下記までお知らせください。

6 支給について

(1) 支給方法

申請書に記入していただいた口座へお振込みします。ただし、学校納付金が滞納されている場合などは、通学されている学校の口座への振込みとなることがあります。また、申請書の口座内容に誤りがある場合、お振込みが遅くなる場合がございます。

(2) 支給時期

7月下旬、12月中旬、2月下旬の年3回支給を予定しています。

「就学援助を受けることができる方」④の認定基準額の参考例

認定基準額は、世帯員の人数や年齢に応じて基準額を加算して設定するため、各世帯により異なります。また、この計算に控除金額(社会保険料・生命保険料・地震保険料)を含みませんので、控除がある場合は、基準額が高くなります。所得のない方を含め世帯全員の方の住民税の申告が必要です。

(単位:万円)

世帯のモデル (両親 30~50 歳代、祖父 80 歳代の例)		所得額	世帯のモデル (両親 30~50 歳代、祖父 80 歳代の例)		所得額
2人世帯 (借家)	母親、小6年	約231	4人世帯	両親、小6、中2	約271
3人世帯 (借家)	両親、中1年	約285	5人世帯	両親、小5、中3、1歳	約300
3人世帯	両親、中1年	約235	6人世帯	祖父、両親、 小1・5、中3	約352

日田市教育委員会 学校教育課 学務係(日田市役所 別館2階)

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

電話(直通) 0973-22-8221 (内線 935)

受付時間 月~金(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで